

【介護保険】

介護保険の適用がある場合は、原則として利用料金の1割が利用者の負担額

所要時間	基本料金	自己負担	夜間・早朝	自己負担	深夜	自己負担
20分未満※(介護)	3,140円	314円	3,930円	393円	4,710円	471円
(予防介護)	3,030円	303円	3,790円	379円	4,550円	455円
30分未満(介護)	4,710円	471円	5,890円	589円	7,070円	707円
(予防介護)	4,510円	451円	5,640円	564円	6,770円	677円
1時間未満(介護)	8,230円	823円	10,290円	1,029円	12,350円	1,235円
(予防介護)	7,940円	794円	9,930円	993円	11,910円	1,191円
1時間30分未満(介護)	11,280円	1,128円	14,100円	1,410円	16,920円	1,692円
(予防介護)	10,900円	1,090円	13,630円	1,363円	16,350円	1,635円
*1時間30分以上(介護)	14,280円	1,428円	17,100円	1,710円	19,920円	1,992円
(予防介護)	13,900円	1,390円	16,630円	1,663円	19,350円	1,935円

(複数名訪問看護加算Ⅰ看護師2名)所要時間30分未満254単位、30分以上402単位の加算

(複数名訪問看護加算Ⅱ看護師と補助者)所要時間30分未満201単位、30分以上317単位の加算

※20分未満は週に1回以上20分以上の訪問を実施している事。

\*厚生労働大臣が定める状態の内容に該当する方

理学療法士等による訪問看護

所要時間	基本料金	自己負担	所要時間	基本料金	自己負担
20分(介護)	2,940円	294円	80分(介護)	10,600円	1,060円
(介護予防)	2,840円	284円	(介護予防)	5,680円	568円
40分(介護)	5,880円	588円	100分(介護)	13,250円	1,325円
(介護予防)	5,680円	568円	(介護予防)	7,100円	710円
60分(介護)	7,950円	795円	120分(介護)	15,900円	1,590円
(介護予防)	4,260円	426円	(介護予防)	8,520円	852円

1週間に6回を限度に算定する。

		基本料金	自己負担
訪問看護サービス提供体制加算	1回につき	60円	6円
看護体制強化加算	1月につき	2,000円	200円
予防訪問看護体制強化加算	1月につき	1,000円	100円
緊急時訪問看護加算	1月につき	5,740円	574円
*特別管理加算 *②③④⑤	1月につき	2,500円	250円
*①	1月につき	(5,000円)	(500円)
初回加算 退院日の訪問	1月につき	3,500円	350円
退院翌日以降の訪問	1月につき	3,000円	300円
退院時共同指導加算	1回につき	6,000円	600円
看護・介護職員連携強化加算	1月につき	2,500円	250円

\*厚生労働大臣が定める状態の内容に該当する方

		基本料金	自己負担
ターミナルケア加算	死亡月	25,000円	2,500円

※ただし、地域区分ごとに上乗せ割合が異なるため、糸島市は記載金額に1.042をかけた金額となる。

**\*厚生労働大臣が定める状態の内容（特別な管理を要する内容）**

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。  
気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態。
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者。
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している者。
- ④ 真皮を越える褥瘡の状態。
- ⑤ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者。

**※【厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者】**

在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する長時間の訪問を要する者

- ・人工呼吸器を使用している状態にある者
- ・長時間の訪問看護を必要とする 18 歳未満の超重症児又は準超重症児（週 3 回可）
- ・特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- ・特別な管理を必要とする者 \*①②③④⑤